

# 関東学院大学自己点検・評価委員会規程

(平成4年5月23日制定)

(目的)

第1条 関東学院大学(以下「本学」という。)の教育研究等に関する自己点検・評価を継続的・体系的に実施し、大学の質の向上と社会的使命の達成のために、関東学院大学学則第2条第4項及び関東学院大学大学院学則第2条第4項の規定に基づき関東学院大学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 学長補佐(自己点検・評価担当)
  - (4) 学部長
  - (5) 大学院研究科委員長
  - (6) 図書館長
  - (7) 教務部長
  - (8) 学生生活部長
  - (9) 大学宗教主任
  - (10) アドミッションズセンター長
  - (11) 総合研究推進機構担当部長
  - (12) 就職支援センター長
  - (13) 高等教育研究・開発センター長
  - (14) 社会連携センター長
  - (15) 国際センター長
  - (16) カウンセリングセンター長
  - (17) スポーツセンター長
  - (18) 教職支援センター長
  - (19) 事務局長
  - (20) 職制第70条の2に定める部長
  - (21) 事務局次長の中から学長が指名した者
  - (22) 大学経営課長
  - (23) 前各号に定める者のほか、学長が指名した者
- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、学長とする。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 自己点検・評価に係る基本方針の策定
  - (2) 前号の基本方針に基づく自己点検・評価項目の設定及び実施方法
  - (3) 自己点検・評価報告書の作成及び公表
  - (4) 認証評価機関による第三者評価への対応
  - (5) 自己点検・評価結果の分析、検証及び提言
  - (6) 大学の中長期計画及び年次計画(事業計画)に関する検討及び進捗状況の点検・評価
  - (7) その他、自己点検・評価又は外部評価に関する事項
- 2 委員長は、自己点検・評価結果及び第三者評価への対応を大学評議会に報告するものとする。
- 3 委員長は、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を担保するため、大学評価委員会に意見を求め、その結果を公表する。

(ワーキング・グループ)

第4条 委員長は、委員会の下に必要なワーキング・グループを置くことができる。

- 2 ワーキング・グループの構成員は、委員会で協議し、学長が任命する。
- 3 ワーキング・グループに座長を置き、座長はワーキング・グループを統括する。

(運営)

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(2) 委員会は、構成員の過半数をもって成立し、議事は、出席構成員の過半数をもって議決する。

(各組織の自己点検・評価)

第6条 第2条第1項第4号から第18号までに定める構成員が長を務める各組織は、教育研究等の改善・向上のために、自己点検・評価を実施する。

2 各組織の自己点検・評価活動の運営に関する事項は、当該組織が定める。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、書記が作成し、事務局が保管する。

3 書記は、議長が指名する。

(事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、大学経営課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成4年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月20日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月16日改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月5日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月27日に改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月15日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月19日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2013年3月21日に改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年6月13日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年5月13日から改正施行する。

附 則

この規程は、2016年4月6日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年6月7日から改正施行する。

附 則

この規程は、2018年4月4日から改正施行する。

附 則

この規程は、2018年10月3日から改正施行する。

附 則

この規程は、2019年4月6日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月15日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年6月3日から改正施行する。

附 則

この規程は、2021年10月6日から改正施行し、改正後の第2条の規定は、2021年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2023年2月1日に改正し、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年6月5日から改正施行し、改正後の第1条の規定は、2024年4月1日から適用する。